

不同意性交罪から考える性的同意

性犯罪被害に遭うことは性別にかかわらず、心に長期間の悪影響を及ぼす可能性があります。このたび法律が改正されて、「不同意性交罪」が2023年7月13日から施行されることになりました。これによって「同意のない性行為は犯罪になり得る」ことが明確になりました。

なぜ法律が改正されたのか

今回の改正によってこれまで「強制性交罪」および「準強制性交罪」と呼ばれていた罪名が「不同意性交罪」に統合されました。それではなぜ改正する必要があったのでしょうか？

実は強制性交罪という罪名に変更されたのは2017年のことです。それ以前は1907年に制定された強姦罪という罪名が110年間使われていました。この強姦罪での被害者は女性に限定されていましたが、強制性交罪に改正したことによって男性も被害者として認められるようになったことが大きな変更点でした。その意味では改善された部分もあるのですが、強制性交罪にはまだ問題が残っていました。

それは強制性交罪では被害者が「同意していない」だけではなく、加害者からの脅迫や暴行によって被害者の抵抗が「著しく困難」でなければ成立しなかったのです。つまり、被害者は抵抗できるはずという考え方が前提にあったのですが、実際には被害に遭った人は、声が出せない、身体が動かないなどの「凍りつき反応」が起きて抵抗できない

ことが多いのです。したがって、強制性交罪は被害の実態に合っていないという批判が高まり、今回の不同意性交罪へと改正されることになったわけです。

罪の成立に必要な8つの行為

それではどのような行為があれば、「同意していない」とみなされるのでしょうか？ 不同意性交罪では被害者の状態や加害者との関係性を考慮した以下の8つの具体的行為が想定されています。

1. 暴行や脅迫
2. 精神的・身体的障害を生じさせること
3. アルコールや薬物を摂取させること
4. (被害者が) 眠っているなど、意識がはっきりしない状態であること
5. (被害者が急に襲われるなどの場合も想定し) 拒絶するいとまを与えないこと
6. (被害者がショックで体が硬直し、いわゆるフリーズ状態になったことも想定し) 恐怖・驚愕させること
7. (被害者が長年にわたって性的虐待

などを受けてきた場合などを想定し) 虐待による心理的反応があること

8. (教師-生徒関係など) 経済的・社会的地位に基づく影響力で受ける不利益を憂慮していること

これらの行為によって「被害者が同意しない意思を示すのが難しい状態」にさせた場合、罪に問われるのです。

「性的同意」について改めて考えましょう

「恋人(あるいは配偶者)だから性的同意は不要だ」と考えている人も多いかもしれません。しかし、今後は恋人間や夫婦間でも、同意がなければ罪に問われる可能性はあります。親密な関係で性的同意を確認するのは野暮に思われるかもしれませんが、相手の意思を改めて言葉で確認することの大切さを考えるきっかけにしてほしいと思います。

(保健管理センターカウンセラー・三上 謙一)

参考
NHK WEB NEWS「同意のない性行為とは」 性犯罪の刑法改正 ポイントを解説 2023年6月19日19時9分配信

